

○警察職員運転技能検定及び運転適性検査要領の制定について(通達)
(平成2年3月5日岡教第107号/岡運免第80号/岡運教第65号警察本部長例規)

改正 平成7年6月岡教第409号 平成13年7月岡務第5048号
平成19年9月岡教第679号 平成20年3月第98号
平成22年2月第141号・岡教第89号 平成26年3月岡教第115号
平成28年3月17日岡教第141号 平成29年3月16日岡務第247号
令和3年9月8日岡教第533号 令和5年11月14日岡教第836号

各部長・参事官・所属長

この度、岡山県警察車両運転管理規程(平成2年岡山県警察訓令第6号)の制定に伴い、警察職員の運転技能検定及び運転適性検査を効果的に実施するため、別添のとおり「警察職員運転技能検定及び運転適性検査要領」を制定したので、運用の適正を期されたい。

なお、警察職員運転技能検定・運転適性検査要領の制定について(通達)(昭和53年1月27日岡教第41号例規)は、廃止する。

別添

警察職員運転技能検定及び運転適性検査要領

第1 趣旨

この要領は、警察職員の運転技能検定(以下「技能検定」という。)及び運転適性検査(以下「適性検査」という。)を効果的に実施するために必要な事項を定めるものとする。

第2 技能検定の内容

技能検定は、次に掲げる事項について審査するものとする。

- (1) 能力及び身体的条件
- (2) 交通法令及び安全運転の知識
- (3) 日常点検及び自動車の運転技能

第3 技能検定の申請

所属長は、職員に技能検定を受検させるときは、岡山県警察車両運転管理規程(平成2年岡山県警察訓令第6号。以下「規程」という。)第2条第1項に規定する車両運転管理委員会(以下「委員会」という。)に申請するものとする。

第4 技能検定の実施

委員会は、規程第6条第2項に規定する運転技能検定のうち普通車技能検定の受検者に対し、第2に掲げる事項に係る審査及び検査を行うものとし、当該審査及び検査の事務並びに教養及び訓練を警務部教養課運転指導室員(以下「運転指導室員」という。)に行わせるものとする。

第5 技能検定審査員

技能検定の審査は、規程第7条第1項に規定する運転技能検定審査員(以下「審査員」という。)が行うものとする。

第6 技能検定の方法

技能検定の方法は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 第2(1)に掲げる事項については、第9に定めるペーパー検査及び視力検査により行うものとする。
- (2) 第2(2)に掲げる事項については、法令・技能審査細目基準(別表第1)により、道路交通関係法令及び自動車の安全な運転に必要な知識(以下「法令等」という。)並びに運転員心得及び側乗員心得(以下「心得」という。)に関する審査(以下「法令審査」という。)を行うものとする。ただし、過去1年以内に受検した普通車技能検定の法令審査の結果が第7に定める合格基準に達していた者及び普通車技能検定に合格した者で当該検定の区分がB又はCであるものは、普通車技能検定を再度受検するときに法令審査を受けることを要しない。
- (3) 第2(3)に掲げる事項については、法令・技能審査細目基準により、日常点検並びに次に掲げる基本走行及び応用走行に関する審査(以下「技能審査」という。)を行うものとする。
 - ア 基本走行は、「場内走行」及び「路上走行」を行うものとし、道路交通法(昭和35年法律第105号)第97条第1項第2号の自動車等の運転について必要な技能の試験に準じて行うものとする。
 - イ 応用走行は、「180度ターン」及び「駐車枠入れ」を行うものとする。
- (4) 法令・技能審査細目基準により、法令審査の受検者に対しては交通事故・違反防止に関する教養を、技能審査の受検者に対しては基本走行及び応用走行訓練を行うものとする。ただし、過去に受験した普通車技能検定において当該訓練を受けた者は、普通車技能検定を再度受験するときに当該訓練を受けることを要しない。
- (5) 普通車技能検定に合格し、当該検定の区分がAである者に対しては、緊急走行の実施に必要な技能等の習得を目的とした特別走行訓練を行うものとする。ただし、警察官以外の職員については、受検者の所属の長が必要と認めた者に限り、当該訓練を実施するものとする。
- (6) (3)から(5)までの規定にかかわらず、規程第6条第2項に規定する運転技能検定のうちパトカー技能検定及び白バイ技能検定に係る技能審査並びに教養及び訓練の実施に関する事項は、パトカー運転員及び白バイ運転員養成訓練実施要領の制定について(通達)(平成28年3月17日岡教第140号、岡地第106号、岡指第141号、岡交機第18号例規)に定めるもののほか、警務部教養課長が別に定める。

第7 技能検定の合格基準

技能検定の合格基準は、次表のとおりとする。

	適性検査	法令 審査	判 定	視力	技能審査	
普通車 技能検 定	ペーパー検査の「総合判定又は総合判定 値」及び「状況判断力又は精神的活動性」 がそれぞれ3以上	各90 点以 上	A	大型免許 の合格基 準	基本 走行	平均8 0点以 上
					日常 点検 応用 走行	合計2 0点以 上
			B	普通免許 の合格基 準	基本 走行	平均7 0点以 上
					日常 点検 応用 走行	合計2 0点以 上
			C	同上	基本 走行	平均6 0点以 上
					日常 点検 応用 走行	合計2 0点以 上
パトカ ー技能 検定	ペーパー検査の「総合判定又は総合判定 値」及び「状況判断力又は精神的活動性」 がそれぞれ3以上	各90 点以 上	1 級	大型免許 の合格基 準	基本 走行	平均9 0点以 上
					応用 走行	平均9 0点以 上
			2 級	同上	基本 走行	平均8 0点以 上
					応用 走行	平均8 0点以 上

備考

- 1 法令審査及び普通車技能検定の基本走行は、それぞれ100点満点とする。
- 2 普通車技能検定の日常点検及び応用走行は、それぞれ10点満点とする。
- 3 パトカー技能検定の基本走行(場内走行及び路上走行)及び応用走行(スラローム走行、障害物走行、カーブ走行、組合せ走行及び緊急乗降車)は、それぞれ100点満点とする。
- 4 普通車技能検定及びパトカー技能検定の基本走行並びにパトカー技能検定の応用走行の点数は、各種目の平均の点数とする。

5 白バイ技能検定の合格基準は、パトカー技能検定の1級に準ずるものとし、基本走行は1種目(場内走行)、応用走行は6種目(一本橋走行、コーナー走行、スラローム走行、バランス走行、回避制動及び緊急乗降車)とする。

6 その他パトカー技能検定及び白バイ技能検定の合格基準に係る細部事項は、警務部教養課長が別に定める。

第8 審査結果の報告等

- 1 審査員は、受検者の審査を行ったときは、その結果を運転技能検定成績表(様式第1号)に記載し、委員会に報告するものとする。
- 2 審査員は、普通車技能検定の審査を行ったときは、その結果及び状況を普通車技能検定結果指摘項目表(様式第2号)に記載し、委員会に報告するものとする。
- 3 委員会は、1及び2の報告内容を、書面により受検者の所属の長に通知するものとする。

第9 適性検査の方法

適性検査は、運転適性検査細目基準(別表第2)により、ペーパー検査(科警研編「運転適性検査」)及び機械検査(交通部運転免許課に備付けの機械による検査)を行うものとする。

第10 適性検査の実施

- 1 委員会は、次に掲げる者について適性検査を行うものとし、当該検査の事務及び教養を運転指導室員に行わせるものとする。
 - (1) 新たに職員となった者で、公用又は私用の車両を運転する者
 - (2) 前回の受検後10年を経過している者で、公用又は私用の車両を運転する者
 - (3) その他委員会が必要であると認める者
- 2 1(1)及び(2)に掲げる者に対してはペーパー検査を、1(3)に掲げる者に対してはペーパー検査及び機械検査を行うものとする。

第11 通知等

- 1 委員会は、適性検査の結果を書面により受検者の所属の長に通知するものとする。
- 2 1の通知を受けた所属長は、職員の指導及び管理上の資料として活用するものとする。

第12 文書の保存

文書の保存は、次のとおりとする。

文書名	保存所属	保存期間
運転技能検定成績表	警務部教養課	長期
普通車技能検定結果指摘項目表	受理した所属	1年

別表第1

法令・技能審査細目基準

1 法令審査等

科目		時間数	担当者
審査	法令等	1	運転指導室員
	心得	0.5	同上
交通事故・違反防止教養		1	運転指導室員 監察課員等
合計		2.5	

2 技能審査等

科目		時間数	担当者
基本走行及び応用走行訓練		4	審査員
審査	日常点検及び応用走行	1	同上
	基本走行	2	同上
特別走行訓練		7	運転指導室員
合計		14	

別表第2

運転適性検査細目基準

科目	時間数	講師等
運転適性検査	1	運転指導室員 運転免許課員
交通事故・違反防止教養	1	運転指導室員 監察課員等
合計	2	